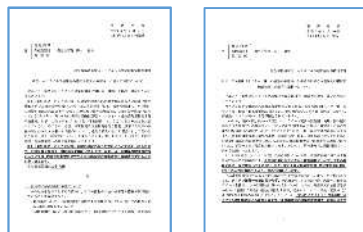


1/14 厚労省通知に基づくオミクロン感染者の取扱い変更等について



令和4年1月5日（1月14日一部改正）厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

令和3年11月30日（1月14日一部改正）厚労省事務連絡
「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」

神奈川県では、L452R陰性率78.3%(1月9日現在)のため、次の対応とする

L452Rの陰性率が70%を超える自治体は、次の対応を行うことができる

陽性者の扱い

- COVID-19陽性者はオミクロン感染者として扱う
- ワクチン接種の有無に関わらず、発症日（検体採取日）から10日後に療養解除

※これまでの療養解除基準と同様（2回陰性確認必須としない）

- 入院時も他の検査陽性者と同室可（陰圧不要）
- 重症患者は変異株PCR検査及びゲノム解析が必要

従来の基準の通り、発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過後にPCR検査で2回連続陰性が確認された場合も退院可能

濃厚接触者の扱い

積極的疫学調査実施要領を基本とし

- COVID-19陽性者の濃厚接触者はオミクロン感染者の濃厚接触者として扱う
- 待機期間は、最終曝露日から10日間
- 無症状の社会機能維持者※は次の取扱いが可能

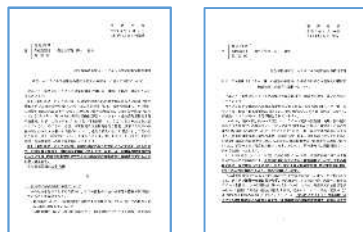
検査費用は事業主が負担した上で、

- PCR/抗原定量検査...6日目
- 抗原検査キット...6日目と7日目

...に陰性が確認できれば待機を解除できる

※社会機能を維持するために必要な事業に従事する者

1/28 厚労省通知に基づくオミクロン感染者等の取扱い変更箇所



令和4年1月5日（1月28日一部改正）厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

令和3年11月30日（1月14日一部改正）厚労省事務連絡
「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」

令和3年8月13日（1月18日一部改正）厚労省事務連絡
「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」

神奈川県では、L452R陰性率78.3%(1月9日現在)のため、次の対応とする

L452Rの陰性率が70%を超える自治体は、次の対応を行うことができる

陽性者の扱い

- ・ **無症状患者は検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除を可能**

※10日間経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスク着用すること等の感染対策を求めること

濃厚接触者の扱い




積極的疫学調査実施要領を基本とし

- ・ 待機期間は、最終曝露日から**7日間**
- ・ **無症状の社会機能維持者**※は次の取扱いが可能

検査費用は事業主が負担した上で、
・ 薬事承認された抗原検査キット...
4日目と5日目
...に陰性が確認できれば待機を解除できる

※社会機能を維持するために必要な事業に従事する者

濃厚接触者の観察期間

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目
社会機能維持者 <small>(医療従事者含む)</small> 	最終接触	キット	不要不急の外出自粛			検査	検査	解除	検温など自身で健康状態の確認等		
勤務を続ける医療従事者 	最終接触	PCR	検査	検査	検査	検査	検査	解除	検温など自身で健康状態の確認等		
		キット	検査	検査	検査	検査	検査	解除			
上記以外の濃厚接触者 	最終接触	不要不急の外出自粛						解除	検温など自身で健康状態の確認等		

検査方法は薬事承認された抗原定性検査キットを必ず用いることとされている。勤務を続ける医療従事者はPCR検査（抗原定量検査含む）が望ましいとされている。

陽性患者の療養期間

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目	10 日目	11 日目
有症状	発症日	療養・外出自粛									解除	
無症状	検体採取日	療養・外出自粛 (※発症時は有症状0日目に移行)							解除	検温など 自身で 健康状態の確 認等		

○有症状患者は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に療養解除

○無症状患者は、検体採取日から7日間経過し、8日目に療養解除。ただし、療養中に新たに症状を呈した場合は、「有症状患者」の基準を適用